

東京学芸大学公印規則の一部改正について

改正理由：国立大学の法人化に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>国立大学法人東京学芸大学公印規則</u> 〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規則において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであり、かつ、効力を有することを認証するものをいう。 2 この規則において「部局」とは、事務局、各学系、連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設、有害廃棄物処理施設及び各附属学校をいう。 3 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局長をいう。 〔省略〕 （公印の作成等） 第4条 部局長は、当該部局に係る公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印作成（改刻・廃止）申請書（様式第1）を学長に提出し、その承認を得なければならない。 2 部局長は、前項の承認を得て公印を作成し、又は改刻したときは、公印簿（様式第2）を正・副各一通作成し、正を学長に提出するものとする。 3 廃止した公印は、<u>総務課文書係</u>において廃止の日から5年間保存するものとする。 〔省略〕 （公印の使用等） 第6条 公印の使用を必要とする場合は、発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。 2 公印管守担当者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送	東京学芸大学公印規則 〔省略〕 （用語の定義） 第2条 この規則において「部局」とは、事務局、各部、附属図書館、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、附属学校部、各附属学校、連合学校教育学研究科、有害廃棄物処理施設、情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。 2 この規則において「部局長」とは、前項に規定する部局長をいう。 （公印の種類、公印管守責任者等） 第3条 公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表に掲げるとおりとする。 2 前項に規定するもののほか、学長は、特別の用途に使用する公印を制定することができる。 （公印の作成等） 第4条 部局長は、当該部局に係る公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印作成（改刻・廃止）申請書（様式第1）を学長に提出し、その承認を得なければならない。 2 部局長は、前項の承認を得て公印を作成し、又は改刻したときは、公印簿（様式第2）を正・副各一通作成し、正を学長に提出するものとする。 3 廃止した公印は、<u>当該部局</u>において廃止の日から5年間保存するものとする。 〔省略〕 （公印の使用等） 第6条 公印の使用を必要とする場合は、発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。 2 公印管守担当者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送

しようとする文書と決裁済みの原議書と照合した上で，自ら押印し，又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において，公印の使用を請求した者に押印させるときは，公印管守担当者は，その押印に立ち会わなければならない。

〔省略〕

（印影印刷）

第8条 一定の字句からなる文書で多数印刷するものにあつては，公印管守責任者が支障がないと認めたときは，その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

〔省略〕

附 則

この規則は，平成17年3月31日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

しようとする文書と決裁済みの原議書と照合したうえで，自ら押印し，又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において，公印の使用を請求した者に押印させるときは，公印管守担当者は，その押印に立ち会わなければならない。

〔省略〕

第8条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあつては，公印管守責任者が支障がないと認めたときは，その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

〔省略〕

別表（第3条関係）					別表（第3条関係）					
	種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者		種 類	寸法 ミリメー トル平方	公印管守責任者	公印管守担当者	
組 織 印	国立大学法人東京学芸大学	30	総務部総務課長	総務課文書係長	庁 印	東京学芸大学	30	総務部総務課長	総務課文書係長	
	東京学芸大学	30				大学院連合学校教育学	30			
	大学院連合学校教育学研究科	30				研究科				
	附属図書館	28				附属図書館	28	附属図書館情報管理課長	附属図書館総務係長	
	附属世田谷小学校	25		当該地区の事務係長		附属世田谷小学校	25		当該地区の事務係長	
	附属小金井小学校	25				附属小金井小学校	25			
	附属大泉小学校	25				附属大泉小学校	25			
	附属竹早小学校	25				附属竹早小学校	25			
	附属世田谷中学校	25	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務担当者		附属世田谷中学校	25	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務担当者	
	附属小金井中学校	25				附属小金井中学校	25			
	附属大泉中学校	25				附属大泉中学校	25			
	附属竹早中学校	25				附属竹早中学校	25		当該地区の事務係長	
	附属高等学校	25		事務係長		附属高等学校	25		事務係長	
	附属養護学校	25		事務係長		附属養護学校	25		事務係長	
	附属幼稚園	25	園長	副園長		附属幼稚園	25	園長	副園長	

役 職 印	国立大学法人東京学芸大学 長	30	総務部総務課長	総務課文書係長	官 職 印	東京学芸大学長	30	総務部総務課長	総務課文書係長	
	東京学芸大学長	30				大学院連合学校教育学研 究科長	30			
	大学院連合学校教育 学研究科長	30				事務局長	30			
	事務局長	30				総務部長	23			
	総務部長	23				総務課長	20			
	総務課長	20				広報調査課長	20			
	企画課長	20				人事課長	20			
	人事課長	20				学外連携推進室長	20			
	社会連携課長	20				経理部長	23			
	国際交流課長	20				主計課長	20			
	学系支援課長	20				経理課長	20			
	附属学校課長	20				契約室長	20			
	財務部長	23				学務部長	23			
	財務課長	20				学務課長	20			
	経理課長	20				学生サービ ス 課長	20			
	契約課長	20				入試課長	20			
	監査室長	20				留学生課長	20			
	学務部長	23				大学院室長	20			
	学務課長	20				施設部長	23			
	学生サービ ス 課長	20				企画課長	20			
	入試課長	20				施設課長	20			
	留学生課長	20								
	大学院課長	20								
	施設マネジメント部長	23				第一部長	27	教育学部事務長	第一事務係長	
	施設企画課長	20				第二部長	27		第二事務係長	
	施設整備課長	20				第三部長	27		第三事務係長	
	附属図書館長	30				第四部長	27		第四事務係長	
	学術情報部長	23				教育学部事務長	20		第一事務係長	
	情報管理課長	20	学系支援課長	総合教育系事務係長 人文社会科学系事務係長 自然科学系事務係長 芸術・スポーツ科学系 事務係長 施設・センター事務係長 施設・センター事務係長		附属図書館長	30	附属図書館情報管理課 長	附属図書館総務係長	
	情報サービ ス 課長	20				附属図書館事務部長	23			
						情報管理課長	20			
	総合教育科学系長	27				情報サービ ス 課長	20			
	人文社会科学系長	27								
	自然科学系長	27				附属特殊教育研究施設長	23	附属特殊教育研究施設長	附属特殊教育研究施設事務 係長	
	芸術・スポーツ科学系長	27						教育学部事務長 附属教育実践総合センタ ー長	第四事務係長 附属教育実践総合センタ ー事務係長	
	環境教育実践施設長	23				附属環境教育実践施設長	23			
	教育実践研究支援センタ ー長	23				附属教育実践総合センタ ー長	23			

留学生センター長	23	留学生課長	留学生センター係長	留学生センター長	23	留学生課長	留学生センター係長
国際教育センター長	23	国際教育センター長	国際教育センター係長	国際教育センター長	23	国際教育センター長	国際教育センター事務係長
教員養成カリキュラム開発 研究センター長	23	学系支援課長	施設・センター事務係長	教員養成カリキュラム開 発研究センター長	23	教員養成カリキュラム開 発研究センター長	教員養成カリキュラム開発 研究センターの庶務事務担 当者
保健管理センター所長	23	総務部総務課長	総務課文書係長	保健管理センター所長	23	学務課長	学務課総務係長
情報処理センター長	23	学系支援課長	施設・センター事務係長	有害廃棄物処理施設長	23	施設部企画課長	企画課総務係長
放射性同位元素総合実験施 設長	23	学系支援課長	自然科学系事務係長	情報処理センター長	23	情報処理センター長	情報処理センターの庶務事 務担当者
有害廃棄物処理施設長	23	総務部総務課長	総務課文書係長	放射性同位元素総合実験 施設長	23	放射性同位元素総合実験 施設長	第三事務係長
附属世田谷小学校長	23	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務係長	附属学校部長	27	附属学校部事務長	附属学校部総務係長
附属小金井小学校長	23			附属学校部事務長	20		
附属大泉小学校長	23			附属世田谷小学校長	23		
附属竹早小学校長	23			附属小金井小学校長	23		
				附属大泉小学校長	23		
附属世田谷中学校長	23		当該地区の庶務事担当 者	附属竹早小学校長	23	当該附属学校の副校長	当該地区の庶務事務担当 者
附属小金井中学校長	23			附属世田谷中学校長	23		
附属大泉中学校長	23			附属小金井中学校長	23		
				附属大泉中学校長	23		
附属竹早中学校長	23			附属竹早中学校長	23		
附属高等学校長	23		当該地区の事務係長	附属高等学校長	23		当該地区の事務係長
附属養護学校長	23		事務係長	附属養護学校長	23		事務係長
附属幼稚園長	23		事務係長	附属幼稚園長	23		事務係長
		園 長	副園長			園 長	副園長
様式第1〔省略〕				様式第1〔省略〕			

様式第2（第4条関係）

公 印 簿

印 影

国 立 大 学 法 人 の 名 称	国立大学法人東京学芸大学
印 影 の 名 称	
印 材	
寸 法	
作 成 ・ 改 刻 年 月 日	
公印管守責任者及び公印管守 担当者の職名	
使 用 開 始 年 月 日	
廃 止 年 月 日	
〔備考〕（第3条第2項に該当する公印については、その用途を記入すること。）	

注）用紙はA4版とし公印1個につき1枚とすること。

様式第3 〔省略〕

様式第2（第4条関係）

公 印 簿

印 影

国立学校・所轄機関等の名称	東京学芸大学
印 影 の 名 称	
印 材	
寸 法	
作 成 ・ 改 刻 年 月 日	
公印管守責任者及び公印管守 担当者の職名	
使 用 開 始 年 月 日	
廃 止 年 月 日	
〔備考〕	

様式第3 〔省略〕